社労士 ふ く し ま 月間情報 No.182

2012.9 月号

福島県社会保険労務士会　〒960-8252

発行担当者　副会長　菅野　隆　福島市御山字三本松 19-3

http://www.fukushima-sr.jp　TEL０２４－５３５－４４３０

E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp　FAX０２４－５３４－５４３２

目　次

P1　県会情報　・倫理研修　・高校生セミナー　・年金・労働総合相談所　・社労士手帳

P2～3　連合会情報　・連合会認証局サービス終了　・第 63 回全国安全衛生週間　・連合会ＨＰ会員専用ページ情報

P4　地協　・３号業務研修会

P4～5　関係機関だより・厚生労働省　・福島労働局　・日本年金機構　・中小機構　・協会けんぽ　・社会保険ふくしま

P5 事務局だより

1.明治大学大学院経営学研究科（経営労務プログラム）募集のご案内（P14～18）

県　会　情　報

1.　倫理研修

倫理研修は5年に1度全会員が受講していただく義務研修です。開催は平成25年1月の予定です。受講対象者は以下の次の通りです。猶予申出されている方は今年度受講となります。受講対象者には詳細を改めてご案内いたします。

受講対象者	登録年度
①平成２３年度	（平成２３年４月１日～ 平成２４年３月３１日）
②平成１８年度	（平成１８年４月１日～ 平成１９年３月３１日）
③平成１３年度	（平成１３年４月１日～ 平成１４年３月３１日）
④平成　８年度	（平成　８年４月１日～ 平成　９年３月３１日）
⑤平成　３年度	（平成　３年４月１日～ 平成　４年３月３１日）
⑥昭和６１年度	（昭和６１年４月１日～ 昭和６２年３月３１日）

※登録年度は、社会保険労務士証票及び特定社会保険労務士証票に記載されている登録年月日により確認することができます。

2.　「高校生支援セミナー」について

今年度は 24 校から「高校生支援セミナー」の実施の希望がありました。9 月 6 日に打合せ会議を行い、18 名の講師により実施していくこととなりました。

	学校名	派遣会員名		学校名	派遣会員名
1	福島南	丹治勧	13	いわき海星	（調整中）
2	梁川	立島孝	14	勿来工業	（調整中）
3	安達	杉原正雄	15	遠野	（調整中）
4	湖南	渡部裕之	16	四倉	（調整中）
5	長沼	大原百合	17	双葉	秋本浩志
6	田村	新田美智子	18	浪江　津島校	丹治勧
7	小野	後藤浩一	19	双葉翔陽	秋本浩志
8	若松商業	田部良夫	20	原町	荒井芳子
9	会津工業	篠木健一	21	相馬農業	荒明健
10	猪苗代	若松由美	22	相馬農業　飯館校	村山敦子
11	坂下	鈴木昇七郎	23	福島中央	諸橋千恵子
12	南会津	鈴木昇七郎	24	福島工業　定時制	諸橋千恵子

3. 年金・労働総合相談所について

≪これまでの相談件数≫

実施	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
24 年度(7 月)	5 件	5 件	4 件	4 件
8/29(水)	0 件	0 件	0 件	0 件
今年度実績	5 件	5 件	4 件	4 件
総計	H15.6～24.8　127 件		19.7～24.8　80 件	

【次回相談日】　９月２６日　【相談員】　杉原正雄　／金子昌明

4. 2013 年版社会保険労務士手帳について

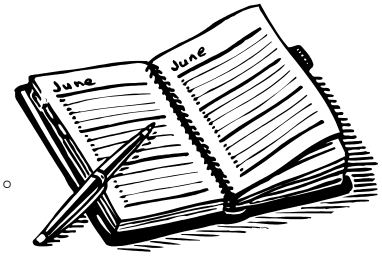

会員へは、県会より無償にて１冊配布いたします（12月10日発送予定）。

個別で注文する分については、連合会へ直接ご注文ください。「月刊社会保険労務士8月号」の綴じ込み「払込取扱票」に必要事項を記入の上9月28日（金）までお申込みください。

連合会情報

１．　連合会認証局サービス終了のご案内

連合会認証局は「電子署名及び認証業務に関する法律」（平成 12 年法律第 102 号）の認定制度における認定を受けた特定認証業で、社会保険労務士会の会員（開業・法人の社員・勤務）の方を対象に電子証明書を発行してまいりましたが、新認証局（セコムトラストシステムズ）への移行に伴い、平成 24 年 8 月 31 日をもって、本認証局での電子証明書発行申請書類の受付を終了いたしました。

✧　現行証明書の利用可能期間について

現行証明書については、有効期限にかかわらず平成２５年２月１日以降、順次失効処理を行います。したがって、現行証明書の利用は平成２５年１月３１日までとなります。新証明書の取得後も、現行証明書は平成２５年１月３１日まで並行して利用することが可能です。

✧　新証明書の申込方法について

平成２４年１０月中に、電子証明書の発行対象会員の皆様全員（会員種別が「開業」、「勤務」、「法人の社員」の方に限ります。）のご自宅宛に新証明書の利用申込書類一式を郵送いたしますので、当該申込書によりお申込みください。

なお、新証明書（ファイル）は、平成２４年１１月より順次発行いたします。

✧　新証明書申込にあたっての留意事項

有効な現行証明書を持っている方についても初めて電子証明書を取得される方と同様、新証明書を発行するためには利用申込書、印鑑登録証明書、住民票の写し等、電子署名法で定められている書類が必要になります。

電子証明書は電子申請を行うために必要不可欠なものです。オンライン化社会への第一歩として、引き続き、電子証明書を取得し、ご活用して下さいます様よろしくお願いいたします。

２．　平成 24 年度（第 63 回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について

厚生労働省は国民の労働衛生意識の高揚及び産業界における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、昭和 25 年以来全国労働衛生週間を主唱し、本年度も実施要綱に基づき 10 月 1 日～7 日まで実施することとしております。関与先事業所等への周知につきましてご協力をお願いいたします。

お申込み・お問い合わせは、産業医学振興財団に直接行っていただきますようお願いいたします。

３．　連合会 HP 会員専用ページ情報

以下について、連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。

http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

- 「厚生年金基金の解散等における被保険者記録照会について」の改正について
- 「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令」の施行等について
- 「国民年金法等の一部を改正する法律附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の告示について
- 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について
- 「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」等の公布について

＜トレンドボックス＞

✧　個人のお客様に対する年金相談等における代理人の取扱い

地協

１．　３号業務研修会

11月30日(金) ～12月1日(土) 福島ﾋﾞｭｰﾎﾃﾙ	『個別労働紛争解決のための実践能力（スキル）の向上を目指して法的分析とグループでの実践』	青山学院大学教授 弁護士　藤川　久昭　氏
	『経営労務監査･労働条件審査の理論と実務』	東京会　大野　実氏 福島県会経営労務監査推進特別委員会　草野委員長、佐藤委員

案内は月間情報10月号（10月10日発送予定）に同封いたします。

関係機関だより

1. 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律について（Ｐ7～8）・・・・・・・・・・・・・・・・厚生労働省

詳しくは、連合会ＨＰ会員専用ページ「通達情報」及び厚生労働省ＨＰに掲載してありますのでご覧ください。

厚生労働省ＨＰ http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/

2. 労働契約法の一部を改正する法律の概要（Ｐ9）・・・・・・・・・・厚生労働省

詳しい内容については、厚生労働省ＨＰをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002hc65.html

3. 障害者の法定雇用率が引き上げになります（Ｐ10～11）・・・・・・福島労働局

4. 「健康保険･厚生年金保険被保険者資格取得届」受付時の本人確認について(Ｐ12)

日本年金機構では、平成24年10月1日受付分より、資格取得届に基礎年金番号の記載のない場合は、当該届を一旦返戻して本人確認を求め、確認できない場合には被保険者証の発行を行わない等、資格取得届受付時の本人確認を徹底することとなりました。

詳しくは、日本年金機構ＨＰまたは連合会ＨＰをご覧ください。

日本年金機構ＨＰ　http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=2027

5. 小規模企業共済契約申込書様式の変更について（Ｐ13）

中小機構では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）に基づき、反社会的勢力との関係遮断を徹底することとしております。

このため、「小規模企業共済」では、**平成24年10月**から「加入申込」「貸付金借入申込」「掛金納付月数の通算申出」のお手続きの際に、反社会的勢力に該当しないこと、またそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないことの確認を行うことになりました。

それに伴い、**平成24年10月1日から契約申込書が改訂され、旧契約申込書が使用できなくなります。**

新様式の契約申込書をご希望の方は、県会事務局までご連絡ください。

また、詳しい内容は月刊社労士9月号にも掲載されますので、ご確認ください。

6. 最新情報・健保クイズを配信・・・協会けんぽ

協会けんぽ福島支部では、毎月５日前後にメールマガジンを配信しております。配信登録は無料です。下記ホームページアドレスからご登録ください。検索サイトより「協会けんぽ福島　配信登録」の検索でも接続いただけます。

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

7. 社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

※住民基本台帳法の一部改正に伴う職務上請求書の様式の改訂について

７月９日より住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行となり、外国人住民にも住民基本台帳法が適用され、外国人住民の住民票が作成されることとなりました。これに伴い、社労士が使用する「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」の様式が変更になります。

つきましては、現行の職務上請求書（以下「旧様式」という。）をお持ちの会員の方は、下記要領に従い10月31日（水）までに新様式と交換いただきますようお願いいたします。

1. 旧様式の回収について

旧様式をお持ちの会員の方は、未使用部分のみ、県会事務局までご郵送またはご持参下さい。旧様式ご返却後、新様式に無料で交換させていただきます。

※「使用済み控え」の部分については、各自で保管ください。

2. 旧様式の使用について

旧様式については、交換期間中に限り使用することができます。11月１日以降は一切使用できなくなりますので、必ず交換期間中に交換いただきますようお願いいたします。

※会費口座振替ご希望の会員の皆様へ

平成24年度下期会費等について、口座振替をご希望されている方は、10月15日（月）が引落日となりますので、ご指定の口座にご準備願います。納入方法の変更・口座に関する変更等がございましたら、事務局へご連絡ください。

※ 県会HP （http://fukushima-sr.jp）への月間アクセス数情報

８月１日～31日総アクセス数　901(内訳：新規 473 リピーター 428)

会務報告及び予定

8月　10日　第10回東日本大震災災害対策特別委員会、第１回常任理事会（事務局）
　　20日　第１回研修会（ホテル福島グリーンパレス）
　　22日　第112回年金・労働総合相談所（事務局）、退職セミナー案内企業訪問（福島市等）
　　23日　労働条件審査実施者研修（コラッセふくしま）
　　24日　福島県社会福祉協議会セミナー
　　25日　年金相談員3期生・4期生自主研修（事務局）
　　30日　東北地方建設産業社会保険未加入対策推進協議会（ハーネル仙台）
　　30日　日本政策金融公庫セミナー（会津若松商工会議所）

9月　　6日　高校生支援セミナー講師希望者打合せ会、退職セミナー（コラッセふくしま）
　　7日　経営改善・労務管理セミナー（いわき　ラトブ）
　　8日　司法書士会「第16回あなたの財産と福祉を守る相談会
　　～成年後見・遺言・相続～」
　　13日　東北福島年金事務所との定期会議（東北福島年金事務所）
　　14日　北海道・東北地域協議会北部3県労務管理研修会（盛岡市）
　　26日　第113回年金・労働総合相談所（事務局）

会員異動報告

同封の会報をご覧ください。

	支部	名簿ﾍﾞｰｼﾞ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【入会】	福島	9/1 付 入会 開業	ｶﾝﾉ　ﾔｽﾋﾛ 管野　泰寛	クラールハイト社会保険労務士事務所 福島市野田町 4 丁目 2 番 23 号 TEL024-536-8604 FAX 024-536-8604
	郡山	9/1 付 入会 開業	ｴﾝﾄﾞｳ　ﾋﾃﾞｷ 遠藤　英樹	遠藤社会保険労務士事務所 郡山市安積町成田字西前坂 1-26 TEL024-947-4151

成立した法律の概要

１　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律

（１）平成２６年４月施行分（消費税引上げ第１段階８％）

①　遺族基礎年金の男女差解消

遺族基礎年金の支給要件の男女間の差異を解消。

（２）公布の日から２年の範囲内で政令で定める日

①　産休期間中の保険料免除

産前・産後休業期間中の厚年保険料を免除し、将来の年金給付に反映。

②　その他改善事項

◆　給付関係

ア　繰下げ支給の取扱いの見直し

７０歳到達後に繰下げ申出を行った場合でも、７０歳時点に遡って申出があったものとみなす。

イ　国民年金任意加入者の未納期間の合算対象期間への算入

６０年改正前の任意加入期間のうち、未納期間も合算対象期間とする。

ウ　障害年金の額改定請求に係る待機期間の一部緩和

明らかに障害の程度が増進したことが確認できる場合は、１年の待機期間を要しない。

エ　特別支給の老齢厚生年金の支給開始に係る障害特例の取扱いの改善

障害年金受給者については、請求の翌月からでなく、障害状態にあると判断される時に遡って障害特例による支給を行う。

オ　未支給年金の請求範囲の拡大

未支給年金の請求範囲を、生計を同じくする３親等以内の親族（甥、姪、子の妻等）に拡大する。

◆　保険料関係

カ　免除期間に係る保険料の取扱いの改善

国民年金保険料の①免除期間に係る前納保険料の還付、②法定免除遡及該当期間の保険料納付、③法定免除期間における保険料納付及び前納を可能とする。

キ　保険料免除に係る遡及期間の見直し

保険料納付可能期間（過去２年分）について、遡及免除を可能とする。

ク　付加保険料の納付期限の延長

国民年金保険料と同様に、過去２年分まで納付可能とする。

◆　その他

ケ　所在不明高齢者に係る届出義務化

年金受給者が所在不明となった場合に、その旨の届出をその受給者の世帯員に対して求め、年金支給の一時差止めを行う。

（３）平成２７年１０月施行分（消費税引上げ第２段階１０％）

①　受給資格期間の短縮

受給資格期間を２５年から１０年に短縮。

（４）平成２８年１０月施行分

①　短時間労働者に関する厚生年金被保険者資格の取扱い

週の所定労働時間及び月の所定労働日数に関する「４分の３要件」を満たす者に加え、４分の３要件を満たさない者のうち、「週所定労働時間が２０時間以上」、「賃金が月額 88,000 円以上」、「勤務期間が１年以上」、「従業員 501 人以上の規模である企業に使用されている」の基準をすべて満たすパート労働者（学生を除く）について、適用対象とする。

なお、施行後、３年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる。

②　厚生年金標準報酬月額の下限改定

標準報酬下限（98,000 円）の引下げを行うこととし、健康保険制度と同様に、標準報酬月額等級に新たに以下の等級を加え、従来の等級を繰り下げる。

・第１級（88,000 円：報酬月額 83,000 円以上 93,000 円未満の場合に該当）

２　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

（１）公務員の恩給期間に係る追加費用削減（国共済・地共済）（公布日から１年以内に政令で定める日）

恩給期間に係る給付について２７％引き下げる。ただし、給付額に対する引下げ額の割合が１０％を上回らないこと、減額後の給付額が２３０万円を下回らないこととする。

※　旧３共済（ＮＴＴ、ＪＲ、ＪＴ）分については、平成２７年１０月施行。

（２）被用者年金一元化（平成２７年１０月）

厚生年金制度に公務員及び私学教職員も加入し、２階部分の年金は、原則、厚生年金に統一する。

労働契約法の一部を改正する法律（平成24年法律第56号）の概要

有期労働契約を長期にわたり反復更新した場合に無期労働契約に転換させることなどを法定することにより、労働者が安心して働き続けることが可能な社会の実現を図る。

1　有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換

○　有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合（※1）は、労働者の申込みにより、無期労働契約（※2）に転換させる仕組みを導入する。

（※1）　原則として、6か月以上の空白期間(クーリング期間)があるときは、前の契約期間を通算しない。
（※2）　別段の定めがない限り、申込時点の有期労働契約と同一の労働条件。

2　有期労働契約の更新等（「雇止め法理」の法定化）

○　雇止め法理(判例法理) を制定法化する。（※）

（※）　有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に異ならない状態で存在している場合、または有期労働契約の期間満了後の雇用継続につき、合理的期待が認められる場合には、雇止めが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、有期労働契約が更新（締結）されたとみなす。

3　期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

○　有期契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期契約労働者の労働条件と相違する場合、その相違は、職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮して、不合理と認められるものであってはならないと規定する。

施行期日：2については公布日（平成24年8月10日）。1、3については公布日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日。

事業主のみなさまへ

平成25年４月１日から
障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年４月１日から以下のように変わります。
事業主の皆さまは、ご注意いただきますようお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率		
	現行		**平成25年４月１日以降**
民間企業	1.8%	⇒	**2.0%**
国、地方公共団体等	2.1%	⇒	**2.3%**
都道府県等の教育委員会	2.0%	⇒	**2.2%**

障害者雇用率制度とは･･･

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者※の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも５年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意！ **従業員50人以上５６人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。**

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。
また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年６月１日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務
- 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- 障害者雇用状況の報告
- 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出　など

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク　(LL240620障01)

障害者雇用　Q&A

Q1.　なぜ障害者雇用を進める必要があるのでしょうか？

A1.　障害者雇用を進めていく根底には、「共生社会」実現の理念があります。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要です。

　なお、障害者雇用率制度に基づく雇用義務を履行しない事業主は、法律に基づき、雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合、企業名が公表されます。

Q2.　障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A2.　「障害者に向いている仕事」「向いていない仕事」というものはなく、一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職までさまざまな職種で雇用されています。

（参考）障害者雇用事例リファレンスサービス　http://www.ref.jeed.or.jp/

Q3.　障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A3.　障害者雇用納付金制度※においても、平成25年４月１日から新しい法定雇用率が適用されます。従って、平成26年４月１日から同年５月15日までの間に申告していただく分（平成25年４月から平成26年３月までの申告対象期間）から新しい法定雇用率で算定していただくことになります。

※　障害者雇用納付金制度とは･･･

　法定雇用率を下回っている事業主（従業員200人超）から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

　障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

Q4.　障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A4.　障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度をご利用いただけます。まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

＜利用可能な支援の例＞

〇障害者雇用に関する各種相談、職業紹介　➔　ハローワーク

〇職場定着支援、事業主への助言　➔　地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター

〇各種助成金➔　ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構

（参考）厚生労働省ホームページ

トップページ「分野別の政策」　＞雇用・労働　＞雇用　＞施策情報「障害者雇用対策」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

事業主の皆さまへ

資格取得時のご本人確認の徹底のお願い

今般、偽名の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届による健康保険被保険者証を交付していた事案が判明しました。
日本年金機構では、資格取得の一層の適正化に努めるため、事業主の方に資格取得時のご本人確認の徹底をお願いしています。

新たに採用する（被保険者となる）方

↓

基礎年金番号（※1）をご確認ください。

基礎年金番号を**確認できる**場合

↓

資格取得届に基礎年金番号を**必ず**ご記入ください。

基礎年金番号を**確認できない**場合
（年金手帳紛失等）

↓

運転免許証等により
ご本人確認をお願いします。

↓

「資格取得届」と「年金手帳再交付申請書（※2）」を併せてご提出ください。

＜本人確認ができる主なもの＞

運転免許証、住民基本台帳カード（写真付きのもの）、旅券（有効期限内のパスポート）、在留カード、国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付きのもの）等
（その他、本人確認の証明書についてはhttp://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=6222でご確認ください）

（※1）・日本に住所を有する20歳以上の方であれば、原則として基礎年金番号をお持ちです。
・20歳未満、外国人の方で、基礎年金番号をお持ちでない方は、必ずご本人確認をしたうえで、資格取得届のみをご提出ください（基礎年金番号をお持ちの方は基礎年金番号をご記入ください）。

（※2）「年金手帳再交付申請書」には、職歴等を漏れなくご記入ください。

＜平成24年10月1日受付分から以下の取扱いとなりますので、ご注意ください。＞

○ 基礎年金番号が未記入（年金手帳再交付申請書を添付の方は除く）の場合は資格取得届を一旦お返ししますので、ご本人確認をお願いします（確認書類のご提出は必要ありません）。届書をお返ししている間は、健康保険被保険者証の交付をお待ちいただくことになります。

○ ご本人確認ができない場合には、健康保険被保険者証の交付ができません。

日本年金機構ホームページ　http://www.nenkin.go.jp/

日本年金機構
Japan Pension Service

●図２　契約申込書

中小機構では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、小規模企業共済の契約申込時に、反社会的勢力に該当しないこと、またそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないことの確認を行うことになりました。それに伴い、**平成24年10月から契約申込書が改訂され、旧契約申込書が使用できなくなります。** 旧契約申込書をご使用になった場合、中小機構から契約申込者あてに前記の確認書類が送付されますのでご注意ください。（旧契約申込書の使用を続けた場合、契約を締結できない場合があります。）

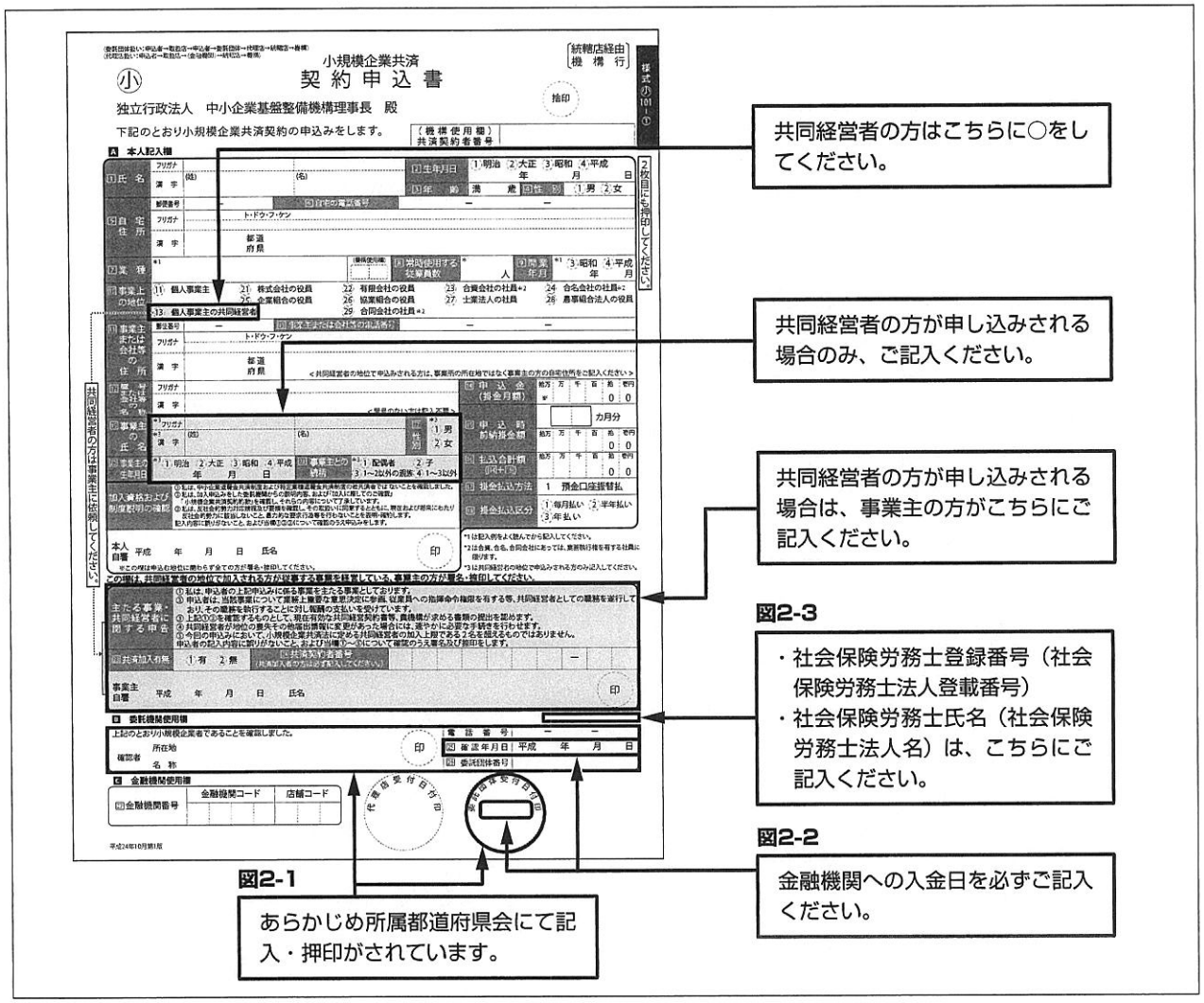

●図３　原符セット

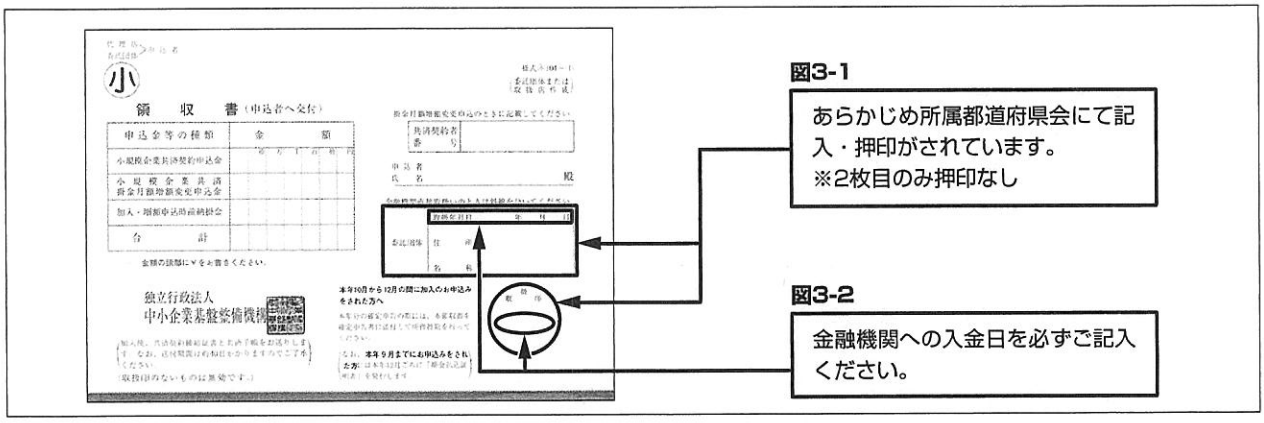

別　紙２

明治大学大学院経営学研究科（経営労務プログラム）募集のご案内

平成 20 年度より、明治大学大学院経営学研究科経営労務プログラムに社会保険労務士を毎年 20 名前後受け入れることとされており、平成 20～24 年度において、全国より計 70 名の社会保険労務士を推薦いたしたところです。

つきましては、平成 25 年度におきましても、昨年と同様に募集をすることとなり、下記のとおり、募集要項が定められましたので、ご案内いたします。

推薦をご希望の方は、下記の事項をご覧のうえ、ご応募いただきますようお願いいたします。

記

１．明治大学大学院経営学研究科（博士前期課程）概要

（１）大学院所在地

東京都千代田区神田駿河台１－１

・ＪＲ中央線・総武線、東京メトロ丸ノ内線／御茶ノ水駅　下車徒歩３分

・東京メトロ千代田線／新御茶ノ水駅　下車徒歩５分

・都営地下鉄三田線・新宿線、東京メトロ半蔵門線／神保町駅　下車徒歩５分

（２）授業時間帯

夜間（月曜日～金曜日）・土曜日（昼間も可）

（３）修了要件

①　原則として、２年以上の在学、３６単位以上の履修・修得

②　修士論文（場合によっては課題研究レポート）の提出

（４）学費等（平成２４年度実績、平成２５年度は未定）

入　学　金	280,000 円（予定、初年度のみ）
授　業　料	480,000 円（予定、年額）
教育充実料	60,000 円（予定、年額）
そ　の　他	2,500 円（予定、年額）
合　　計	822,500 円（予定、１年次の学費等）

（５）その他

①　募集要項は、明治大学大学院のホームページからダウンロードしてしてください。なお、ホームページでの公開は 12 月頃の見込みです。

②　入学検定料　35,000 円（予定）

２．応募要件

以下の４つの要件、全てを満たす場合、応募することができます。

（１）社会保険労務士として登録していること。

（２）社会保険労務士試験に合格していること。

（３）３年以上の実務経験を有する者、または、それと同等以上の経験を有する者であること。

※１「実務経験」とは、次のいずれかをいうこと。

① 開業社会保険労務士事務所または社会保険労務士法人の顧問先事業所において、人事労務管理の実務を行っているか、または、行っていたことがあること。

② 開業社会保険労務士事務所または社会保険労務士法人の勤務社会保険労務士として、顧問先事業所において、人事労務管理の実務を担当しているか、または担当したことがあること、

③ 勤務社会保険労務士として、勤務先企業の人事労務管理の実務を担当しているか、または担当したことがあること、

※２「それと同等以上の経験」とは、所属の都道府県社会保険労務士会会長に自己の業務内容等を記載した職務経歴書を提出し、（※１）と同等以上と認められた場合をいうこと。

（４）明治大学大学院に入学する時点で、22 歳以上であること。

３．募集期間

平成２４年９月２４日（月）～平成２４年１０月３１日（水）

４.入試説明会

昨年度に引き続き、入試説明会を開催いたします。詳細につきましては、別紙４をご参照ください。

５．提出書類

（１）職務経歴書

①所定の様式を使用してください。

②所定の様式は、連合会ＨＰ（http://www.shakaihokenroumushi.jp/）よりダウンロードできます。

（２）課題レポート

①テ ー マ：「近年、職場のメンタルヘルス対策が社会問題として顕在化してきています。かかる状況をふまえ、職場の環境を改善するための労務管理上の取り組みについて、社会保険労務士の視点であなたの考えを述べてください。」

及び

「労働力人口の減少が叫ばれるなかで、女性の労働参加はますます重要な課題になってきています。しかし、日本の働く女性の割合（労働力率）は、いまだに M 字型カーブを描き、出産・育児期の女性の労働力率は大きく低下しています。この M 字型カーブを解消し、女性の労働参加を促すための労務管理上の取り組みについて、社会保険労務士の視点であなたの考えを述べてください。」

のいずれかから１つを選択すること。

②文 字 数：3,000 字程度（2,700 字～3,300 字）
※句読点は字数にカウントしてください。
※参考文献を明記のうえ、参考文献の字数も字数にカウントしてください。
③提出形式：パソコンで作成する場合は、Ａ４用紙に印字したうえで提出してください。
手書きの場合は、400 字詰原稿用紙により提出してください。
④そ の 他：レポートは、1 行目に所属会及び氏名、2 行目にタイトル、その後 1 行あけて、4 行目から本文を書き始めてください。

６．書類提出先
所属の都道府県社会保険労務士会

７．提出方法
（１）所属の都道府県社会保険労務士会に持参
・各都道府県社会保険労務士会の業務時間内に持参してください。
（２）所属の都道府県社会保険労務士会に郵送
・特定記録郵便もしくは簡易書留扱いで郵送してください。
・平成２４年１０月３１日（水）必着です
※提出書類に不備があった場合は受け付けられません。

８．連合会における推薦者の決定
（１）連合会に設置された推薦委員会において決定されます。
（２）推薦に関する結果は、連合会から直接応募者に通知します。
（３）推薦者の決定に関する照会には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

９．出願
（１）連合会において推薦が決定した場合、別途、下記（２）の期間中に、明治大学大学院に出願していただくこととなります。
（２）明治大学大学院の出願期間は、平成２５年１月８日（火）～平成２５年１月１１日（金）となります。

１０．明治大学大学院における合格者の決定
（１）出願者の書類選考・面接試問が明治大学大学院において行われます。
（２）面接試問日は、平成２５年２月２３日（土）（予定）です。会場は、東京都が予定されております。
（３）合格者の決定日は、平成２５年２月２６日（火）です。
（４）合格に関する通知は、明治大学大学院から直接合格者に行われます。

別紙 4

入試説明会のご案内

明治大学大学院経営学研究科経営労務プログラムは、下記の日程で入試説明会を開催いたします。

日時：10月２日（火）18時30分～20時
会場：明治大学リバティタワー（JR「御茶ノ水駅」下車　徒歩３分）

- 全国社会保険労務士会連合会より、経営労務プログラムに現役社会保険労務士を推薦する目的を説明いたします。
- 人事労務系の教員が大学院とはどういうところか、社会保険労務士に何を期待しているかを語ります。
- 教育補助講師が、社会保険労務士院生の学習、文献の検索、修士論文の作成等をサポートする体制を説明し、社会保険労務士院生の研究を指導した経験について語ります。
- 今年3月に修了した修了生が、研究指導を受けたときの思い出、修士論文を書いたときの感想等を語ります。
- 明治大学大学院事務室職員が、経営学研究科の入試制度、入試全体の事務手続き、入学後の経営労務プログラムの履修方法等を説明いたします。
- 入試説明会にご参加希望の方は、連合会ホームページより参加申込書をダウンロードいただき、ＦＡＸにてお申し込みください(連合会ホームページ→社会保険労務士の皆様へ→明治大学大学院推薦制度)。お申し込みいただいた方に、後日、当日の教室番号をご案内いたします。

お問い合わせ先　全国社会保険労務士会連合会　総務課　TEL 03-6225-4864

明治大学大学院経営学研究科
入試説明会参加申込書

●日時　10 月 2 日（火）18 時 30 分～20 時

●場所　明治大学リバティタワー

氏　名	
登録番号	
所属 社会保険労務士会	社会保険労務士会
連絡先電話番号 （携帯電話可）	

【申込締切日】

９月２８日（金）必着

●上記に必要事項を全てご記入後ＦＡＸにてお送りください。

・ＦＡＸ　０３－６２２５－４８６５